

銚子市都市計画審議会 会議概要

日 時	令和8年6月25日（木曜日） 午後9時30分～午前11時7分
場 所	銚子市役所 庁議室
出席者	委員 信太委員、飯嶋委員、坂尾委員、木村委員、池田委員、 穴倉委員、石井委員、西念委員 （欠席委員 伊藤委員、和田委員） 銚子市 越川市長 事務局 山口副市長、山口都市整備課長、向後都市整備室長、青野副主幹、 中島主査、土屋主事 傍聴者 なし
資 料	資料1 都市計画の定期見直し（広域都市計画マスタープランの策定） 資料2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（香取・東総広域都市圏） 資料3 新旧対照表（抜粋）
内 容	別紙「議事概要」のとおり

議事概要

1. 開会

委員10名中、8名の出席を確認し、本会議の成立を確認。

2. 銚子市長挨拶

3. 委員紹介・事務局紹介

4. 会長・副会長選出

互選により会長に木村委員、副委員長に飯嶋委員が選任された。今後、木村会長の議事進行により審議会を開催した。

5. 議事

議題 「香取・東総広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

資料に基づき、事務局から説明を行った。

〈質疑・応答〉

(委員A)

今回、改定を行うのは県の都市計画区域マスタープランということだが、市のマスタープランについてはどのようなになるのか。

(事務局)

市の都市計画マスタープランについては、県の都市計画区域マスタープラン改定を受けて見直しを行うことになるが、それ以外にも市の総合計画にも即した内容にする必要がある。現在、市の総合計画は2028年度までの計画となっているため、市の総合計画の見直しが終わった段階で、市の都市計画マスタープランについても見直しを行うことになる。

(委員B)

銚子市にとって農業は水産業と並んで重要な分野だと思うが、マスタープランには農業分野に関する記述が少ないように見受けられる。市としての見解をうかがいたい。

(事務局)

都市計画を進めていく前提条件として農林漁業との調和を図ることが大事であるということは認識している。今回のマスタープラン内でも「農山漁村の活性化を図る」や「農業基盤整備等が実施されている農地は、貴重な優良農地であるため、今後も農用地として保全を図る」などの記述があるので、農林漁業との共生や調和を意図した計画になっているもの考える。

(委員C)

用語の意味として、「線引き都市計画区域」と「非線引き都市計画区域」の違いを教えてください。また、先ほどの質問で、市のマスタープランの見直しは、現在の銚子市総合計画の終了年度の2028年度以降という説明があった。委員の任期は2年のため、市のマスタープラン見直しは委員改選後の議論になるという認識でよろしいか。

(事務局)

都市計画区域には市街化を促進する「市街化区域」と建築を制限する「市街化調整区域」があり、その2つの区域に区分するものを「線引き都市計画区域」、区分しないものを「非線引き都市計画区域」といい、銚子市は「非線引き都市計画区域」に該当する。また、委員の任期は令和9年(2028年)3月までになり、市のマスタープランについては、見直しまでの途中段階での意見照会なども考えられるので、現在の委員に全く関係がないというものではない。

(委員D)

国道356号沿線地区は居住環境を向上させ、良好な住宅地の形成を図ると記載があるが、何か具体的な計画があるのか。

(事務局)

既に国道356号沿線の松岸駅周辺には市街地が形成されているので、それを追認する意味での記載になっている。具体的には現在の都市計画の規制・誘導に従って、引き続き現在の市街地の環境を維持していくというものになる。

(委員C)

下水道の項目に関して、新しいマスタープランでは記載が簡略化されているが、これは下水道の整備が進んで、雨水排水施設に関しても心配がなくなったので変更したという認識で良いか。

(事務局)

今年度下水道計画の見直しを実施する予定。現在はある程度、面的整備が進んだことから、今後は維持管理の方向へ方針を変更することになると思われる。

(委員C)

最近自然災害が頻発しており、雨水排水施設の整備は重要になると思われるが、その部分を簡略化しても大丈夫か。

(事務局)

下水道は県で汚水処理構想というものがあり、人口減少などを考慮して、汚水施設については面的整備を進める方向からの転換ということで、県全体でマスタープランから項目を削除している。雨水排水施設の整備については、下水道事業としての整備から、河川整備や

側溝整備など別の形での雨水排水対策として対応していくことになる。

（委員E）

マスタープランの内容が抽象的でわかりにくい。マスタープランができることで、どのようなことができるようになるのか、市民にもわかるように具体的な政策がわからないと意味がないのではないか。

（議長）

マスタープランというものはあくまで全体的な構想となっており、個々の政策はマスタープランをベースに策定されていくものだと思うが、それでも、現段階でももう少し具体的な内容を入れた方が良いのではという意見だと理解した。そのうえで、マスタープランにももう少し具体的な内容を入れられるのか、それとも他の計画等との兼ね合いでこのような表現にとどめているのか事務局に確認したい。

（事務局）

マスタープランの内容については、委員が言われたようにビジョンや目標というものが書かれている。構成についても都市計画法の運用指針において示されているため、このような内容になることをご理解いただきたい。具体的な政策は、県のマスタープランを基にして、銚子市の都市計画マスタープランや、銚子市総合計画内の実施計画、総合戦略、毎年度定める実施計画や重点計画、各法令における個別計画などの中で進めていくことになる。

（委員F）

自然災害への対応について、千葉県地震被害想定が発表されたが、銚子市でも12mの津波が来る可能性があるとのことだった。しかし、銚子市の地形は海岸の後背地に高台を有する地形のため、有事の際には強みになる部分だと思う。銚子市だけでなく東総地域は全般的に同じように海岸と高台を有するため、地形の強みを生かした防災に関する計画、防災拠点の整備、高台に続く道路を避難経路としても活用できるような計画についても考えられれば良いと思う。また、津波発生時に、浸水しなかった場所が孤立しないように、高台でのネットワークなどの計画も考えてほしい。

（事務局）

災害に関する部分については、防災の担当部門に今回の意見を伝えておく。

（委員B）

川口・黒生地区及びJAグリーンホーム銚子周辺地域については首都圏への生産物供給基地としての関連産業の誘導などを図るとあるが、川口・黒生地区には農業生産施設はないと思うが、この記載の意味は。

（事務局）

生産物は農業生産物だけでなく、水産加工品などを含んでいるため。

(委員D)

洋上風力発電関連産業とはどのようなものを想定しているのか。

(事務局)

洋上風力発電については、名洗港がメンテナンス拠点に指定されたため、関連産業とは洋上風力発電のメンテナンス産業や、風力発電事業の視察等の受け入れに関する産業などが考えられる。

(委員C)

エアポートシティ構想について、成田空港の機能拡大に合わせて、市がどのように関わっていくかは非常に重要になると思うが、市の意見をうかがいたい。

(事務局)

素案を作成した段階では、あまり注目していなかったが、今年度に入ってから、銚子市だけでなく、近隣市町村と連携して取り組む体制を整え、力を入れているところである。

(委員C)

成田空港の第二期の開港による波及効果については、銚子市だけでなく東総地域が取り残されることのないよう取り組む必要があるので、計画への記載について検討いただきたい。

(委員E)

個別計画からマスタープランを作成するのか、マスタープランから個別計画を作成するのか。

(事務局)

どちらが先という訳ではない。国の政策を全国で進めようとした時に、それぞれのマスタープランで同じ方向を向かないと、政策が進まないの、その観点からはマスタープランを定め、そこから個別計画を策定していくことになる。一方で、先ほどの成田空港の開港に伴う波及効果の話のように、個別計画からマスタープランに反映させていくという形のものもある。

(委員E)

マスタープランが抽象的でわかりにくいので、だれが見てもわかるような具体的なものにしないで意味がないのではないかな。

(事務局)

これから作成していく市のマスタープランでは、もう少し具体的でわかりやすく示していきたいと考えており、また、市の総合計画の実施計画において、実行性の高いものにな

るよう落とし込んでいきたい。

（委員G）

新しい計画にはごみ処理施設に関する記載がなくなっているが、これは広域の処理施設ができたことで、整備が進んだため削除したという認識で良いか。

（事務局）

その認識で問題ない。

〈採 決〉

意見のあったエアポートシティ構想については、事務局で回答案を作成し、会長の確認を経て、審議会の意見として県に答申すること。内容については会長に一任することとして承認された。